

○内閣府告示第百三十九号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号）第九条第三号ロ、第十七条第二号及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第八十七号）附則第二項の規定に基づき、内閣総理大臣が定めるものを次のように定め、令和七年四月一日から施行する。

令和六年十二月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号。以下「公益認定法施行規則」という。）第九条第三号ロの内閣総理大臣が定めるものは、次に掲げる変更をする場合とする。

- (1) 各公益目的事業の申請書記載事項等に変更なく、事業の単位の統合、分割及び再編を行う場合
- (2) 公益法人である吸収合併存続法人が吸収合併消滅法人からその公益目的事業をその申請書記載事項等に変更なく引き継ぐ場合
- (3) 公益法人が他の公益法人の公益目的事業の譲渡を受け、その公益目的事業をその申請書記載事項等に変更なく引き継ぐ場合
- (4) 自然災害その他の緊急事態にあつて、当該法人の人材又は保有財産を活用して迅速に対応することが求められる場合（特定の地域で公益目的事業を実施することとしている法人が、当該地域以外の地域で事業を行う場合を含む。）において、短期間、対価収入（社会通念に照らしてその実施に要した費用を超えないことが明らかな対価収入を除く。）を得ることなく事業を行う場合
- (5) 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成二十年四月内閣府公益認定等委員会策定）で定める各公益目的事業の事業区分ごとの事業の特性、内容等に照らして、当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかである場合

2 公益認定法施行規則第十七条第二号の内閣総理大臣が定めるものは、令和二年度及び令和三年度新型コロナウイルス感染症の感染拡大とし、同号の内閣総理大臣が定める方法で算定した額は、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成二十年四月内閣府公益認定等委員会策定。平成三十一年三月改定。以下「平成三十一年三月改定公益認定等ガイドライン」という。）I5・(2)又は(3)で定める計算方法で費用が収入を上回る額とする。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第八十七号）附則第二項の内閣総理大臣が定めるところにより算定する各事業年度の年度欠損額は、公益認定法施行規則第十六条第二項で規定する収入額が費用額を下回る場合において、費用額から収入額及び平成三十一年三月改定公益認定等ガイドラインI5・(2)で定める計算方法で公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十九号）の施行前に開始した各事業年度において収入が費用を上回った部分の額（平成三十一年三月改定公益認定等ガイドラインI5・(4)に基づき公益目的保有財産の取得等に充てられた部分の額を除く。）の合計額の合計額を控除した後の額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。